

1 評価機関

2 受審事業者情報

(2) サービス内容

対象地域								
定 員		0歳児	1歳児	2歳児	満3.3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定				20	20	20	60
	2号認定	15	15	15	15	15	15	90
	合計	15	15	15	35	35	35	150
敷地面積	1316.82㎡			保育面積		1128.82㎡		
保育内容	0歳児保育	障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育	病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診、歯科健診、尿検査、身体測定、保健指導							
食事	自園給食、完全給食							
利用時間	(1号認定児) 平日8-17(預かり保育含) (2,3号認定児) 平日7-20 土曜7-19							
休 日	日曜・祝日・年末年始(12/29-1/3)							
地域との交流	小学校交流・中学生ボランティア受け入れ、高齢者との交流							
保護者会活動	無							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	12	19	30	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	19	2	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	4	
	事務員			
	2			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	1号認定 園に直接申込 2・3号認定 流山市子ども家庭部保育課へ申込	
申請窓口開設時間	「令和6年度流山市認可保育施設入所案内」園HP募集要項参照	
申請時注意事項	「令和6年度流山市認可保育施設入所案内」園HP募集要項参照	
サービス決定までの時間	「令和6年度流山市認可保育施設入所案内」園HP募集要項参照	
入所相談	電話、園案内	
利用代金	「令和6年度流山市認可保育施設入所案内」園HP重要事項説明書参照	
食事代金	給食費 1号認定4,600円 2号認定5,200円	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	【理念】 ・利用者第一主義（園児、保護者の立場、目線に基づく運営） ・地域社会への貢献（教育、保育を通じての社会貢献） ・人格形成の追究（幼児の人格形成および職員の人格形成の追究） 【方針】 ・健康で安全な基本的生活習慣を身に点けること ・人との関わりの中で愛情、信頼、自主、協調が育つこと ・様々な事象について興味や関心が育つこと 【目標】 ・健康でたくましい子 ・社会性に満ちた正しい子 ・情操豊かな明るい子
特 徴	・自園完全給食（行事食、季節の野菜を取り入れている） ・幼稚園隣には宮園1号公園があるため公園遊びが盛んである。 ・大型遊具、鉄棒、雲梯、広い園庭がある。 ・茨城県にこども農園、園にもこども農園がある。 ・正課活動 幼児（体操、英語、リトミック）乳児（リトミック） ・流山電鉄鷺ヶ崎駅が徒歩10分のところにある。 ・12名乗りの送迎バスが2台ある。 ・園庭開放、子育て支援わかば設置している ・課外教室（体操、ピアノ、ECC、バレエ）（有料） ・STEAM保育
利用（希望）者 へのPR	1.魅力ある多くの行事 みやその祭り（盆踊り、おみこし、年長児は竹太鼓発表） 運動会（外部講師指導のマーチング発表やパラバルーン、組体操） 流山市交通安全教室、ヤマト交通安全教室、チーバ君来園、わかば学園マスコットわーたん来園、散歩、電車散歩、お楽しみ遠足、お店屋さんごっこ、かき氷祭り、発表会、マラソン大会、幼児交流会、移動動物園 2.地域との交流 スーパーマーケットへの買い物ごっこ、小学生交流会、中学生ボランティア交流、老人施設訪問、高齢者サロン参加、児童館見学等 3.STEAM保育 近年グローブ化やデジタル化が進み、今の子どもたちが社会に出るころには予測不可能な社会になると言われています。わかば学園では将来、子ども達が楽しみながら自分で自分の未来を切り拓いて生きていけるようSTEAM保育を提供します。 実際に操作したり、自然体験をしたり、五感をめいっぱいつかいながら、「どうしてかな?」「どんなしくみなんだろう?」「どうやったらできるかな?」と考える機会をたくさん作っていきます。（色水、お酢、水、油、廃材等） 4.近隣には14の公園があります。 散歩マップを作成し、1年を通して様々な公園に遊びに行き、花摘み、落ち葉、どんぐり拾い、お鬼ごっこ等集団遊びをしています。おにぎりを持参して散歩に行く事もあります。 5.幼児交流会 縦割りグループでゲームや散歩、会食をし、異年齢保育をしています。 6.STEAM食育 花の種まきから栽培、種取り観察や野菜の種まき苗つけから栽培、収穫後には、STEAMを意識した食育活動をしています。（じゃがバター、ゼリー、枝豆大豆、ジャム、サンドイッチ、おにぎり、廃材野菜栽培、キノコ等）

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
STEAM保育を取り入れ、子どもの五感をめいっぱい使いながら考える機会をたくさん作っている
子どもの主体性を伸ばすため、STEAM保育を取り入れている。STEAMとは、5つの要素の頭文字を組み合わせた造語で、子どもの五感をめいっぱい使いながら「どうして」「なぜ」「どんなしくみ」「どうやったらできるかな」と考える機会をたくさん作り、子どもの考える力や行動する力、学ぼうとする力、わくわくしながら学びに向かう力などを育みたいとしている。花や野菜などの栽培活動では収穫後STEAMを意識した食育活動などに繋げ、自然体験や科学に繋がる遊びとして取り組んでいる。このような体験から子どもの主体性や豊かな感性、創造力などを育んでいる。
専任講師による様々な教育活動を提供し、子どもの興味と関心、経験の幅を広げている
当園は、令和元年にみやぞの幼稚園と隣接するみやぞの保育園とともに幼保連携型認定こども園として幼稚園と保育園の特徴を活かしながら0～5歳児までの子どもたちに教育と保育を提供している。園では、通常の教育・保育のプログラムのほかに正課活動として、体操(3～5歳児)、英語(3～5歳児)、リトミック(0～5歳児)を導入している。正課活動は、年間を通して計画的に専任の講師によって提供している。また、正課活動の他に、課外教室もあり、子どもが園にいる時間に講師が迎えにきてくれて、英語、体操、バレエ、ピアノを習うことができる。園の方針のひとつに「様々な事象について興味や関心が育つこと」とあり、様々な学びの機会を提供し、子どもの興味と関心、経験の幅を広げている。このように、外部の専門機関と連携して子どもたちに様々な経験を積ませることができる活動は、保護者からの評価も高い。
子どもたちが多様な体験ができる機会を設け、地域との繋がりを大切にした園運営が行われている
当園では、法人の理念・方針・目標のもと、子どもの豊かな体験に繋がるよう、様々な地域資源を活用し、積極的に地域交流を進めている。具体的には、近隣の小学生との交流や中学生のボランティアの受け入れ、高齢者福祉施設の訪問、近くのスーパーでの買い物体験、電車散歩、農園での栽培活動など、地域資源を活用して子どもたちが色々な体験をしている。また、地域支援としては園庭開放や未就園児(2歳児)向けに、年12回ほどの子育て支援わかばを開催し、子育ての相談や交流ができる場を提供している。園庭開放や子育て支援の情報は、ホームページやSNSで発信している。地域との関係を友好的に築き、地域・利用者・園児・職員が共に育ち合い、地域との繋がりを大切にした園運営が行われている。
こども園の一貫した教育・保育を推進するうえで、看護師2名が中心となり子どもの健康や安心・安全な環境づくりに取り組んでいる
こども園の教育・保育目標の達成のために、日々の活動の中で子どもの健康管理や教育・保育環境の安全確保は必需であり、多職種の職員が取り組んでいる。特に当園は2名の看護師を配置し、安全にかかわる各種の年間計画が立てられており、園内外環境の安全管理に留意し、教育・保育において年齢に応じた安全指導を実施している。登園時に看護師は家庭での健康状態を確認し、子どもの体調管理に努めている。保健年間計画に基づいて、看護師2名が中心となり、手洗い指導や歯磨き指導、AEDについて等、様々な保健指導を行っている。また、看護師が中心となり、職員へのAED指導、アレルギー指導を行っている。子どもへの保健指導をさまざまな工夫を用いて行い、家庭とも連携して子どもの健やかな成長の支援をしている。

さらに取り組みが望まれるところ

理念と方針の明示・周知における当園の優れた取組と今後の課題について意見を出しながら、検討して欲しい

当園では、理念や方針の明示と周知に様々な工夫を凝らしており、高く評価できる点が多い。保護者向けには、パンフレットや説明会等で丁寧な説明とPRを行っている。職員向けには、マニュアルや研修、テストなど複数の方法で周知徹底を図る体制が整備されている。一方で、保護者へのIT活用については、ネットリテラシーの取組が期待される。総じて、理念浸透に向けてPDCAサイクルに基づく継続的改善が行われている。今後も利用者や職員のニーズを把握し、理念の実現に向けて期待している。

地域と連携した幼児教育の展開 ～STEAM教育と架け橋期の充実に向けて～

「地域との密接な関わり」と「子どもたちの健全な育ち」という園の基本姿勢を明示しており、「STEAM教育の視点」という現代的な教育手法への言及は、園の先進的な取り組みを印象づける効果的な導入となっている。自然体験活動から高齢者との交流まで、具体的な活動事例を豊富に挙げながら、それらの活動が「思いやりの心や社会性を育む」という教育的意義に結びついていることを論理的に説明している。コロナ禍という社会的な制約に触れながら、活動の再開と拡大について言及している。特に、小学校との連携や地域資源の活用について具体的に述べることで、新たな展開への方向性を示している。

今後は小学1年生、年長児の架け橋期の充実に向けて、小学生との交流機会として授業体験、学校見学などを増やすこと、保護者理解に向けた学校の先生による説明会、保育士と教員との連携など、さまざまな取組を検討し、状況や条件を整え検討していくことが期待される。

（評価を受けて、受審事業者の取り組み）

この度、第三者評価員、保護者の皆様に評価していただきました。

保育や施設内の環境、役割を見直すための良い機会となりました。様々なご意見や助言いただいたことを大切に活用し今後に繋げていきます。

お子様たちと職員が笑顔で楽しく過ごし、保護者の皆様に安心して預けていただける幼稚園を目指して、毎日大切に積み重ねていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果						
大項目		中項目	小項目	項目	標準項目	
					■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
				14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0
			環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0
計					136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 千葉県内のこども園は、その理念と教育目標を園舎やホームページに掲載し、保護者や地域社会に対して透明性を持って情報を提供している。具体的な内容は、保護者懇談会や入園事前説明会にて説明されており、保護者とのコミュニケーションを大切にしている姿勢が伺える。また、祭りや運動会、発表会等のイベントにおいても、保護者に対して理念等を簡単に盛り込んで話すことで、理念の浸透を図っている。さらに、インスタグラムを活用して園の取組や子どもの成長を分かりやすく伝える工夫がなされており、現代のデジタルコミュニケーションを積極的に取り入れている点が評価される。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 本事業所は、理念や方針を事務所内の見やすい箇所に掲示し、職員ハンドブックを年1回配布することで、職員への周知を図っている。また、定例会や研修において理念や方針を取り上げ、職員と共有化を図る取組を行っている。これにより、職員の理解が深まり、行動規範としての役割を果たしている。さらに、保護者への案内も職員に通知することで、情報共有が徹底している。毎月の自己評価チェックリストや年2回の人権擁護のためのセルフチェックリストを実施することで、継続的な自己評価と改善を行っている。理念や基本方針の周知と理解促進のための取組が、職員全体に行き渡っている。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 当園では年度当初に保護者懇談会を開催し、重要事項を説明するだけでなく、玄関に掲示し、ホームページにも掲載することで、利用者やその家族に対して透明性を確保している。また、基本方針の具体的な内容を週報で伝えることで、日常的に理念や方針を共有し、理解を深める取組が見られる。契約時に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明を行っている。懇談会や重要事項説明書を通じて、保護者との話し合いを重ねることで、理念・方針の実践面についても丁寧な説明している。さらに、週報や連絡帳、送迎時の伝達など、日常的なコミュニケーションを通じて理念・方針を伝えている。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 当園は、経営状況の把握と運営の透明性確保に努めており、法人から回覧される月次報告書や運営費の確認を通じて、適切な運営を行っている。また、市から依頼される園児や要配慮児、要保護児、一時保育の受け入れにおいても、関係機関と連携し、円滑に対応している。監査において指摘された事項の改善に取り組む姿勢が見られ、内部監査や園周りでも新たな見直し事項を検討するなど、継続的な改善活動を行っている。事業計画は中・長期事業計画を踏まえて策定しており、具体的な実施状況の評価が可能な配慮をしている。理念・基本方針に基づき、重要課題を明確にしており、事業環境の分析や現状の反省からも重要課題を抽出している。運営の透明性確保に向けた取組として、重要事項説明書や財務情報の公開を行い、公定価格の公開も実施している。これにより、利用者や関係者に対する信頼性が高まっている。本事業所は、PDCAサイクルを活用し、サービスの計画・実行・評価・改善を継続的にやっている。定期的なサービスコストの分析やサービス利用者の推移、利用率の分析を通じて、重要課題の抽出と事業計画達成に向けた取組を行っている。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期・手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 当園の計画策定のプロセスとして、各計画の策定は、現場の状況を把握し、職員の参画や意見の集約・反映を行う仕組みで行っている。会議録を通じて、職員の意見が計画に反映されていることが確認でき、組織全体での協力体制が整っている。計画の周知と理解促進として方針や計画、課題については、会議や研修会等を通じて全職員に周知されている。会議録や研修報告書からも、職員が計画を理解し、共有している。計画の評価・見直し年度終了時はもとより、年度途中においても、あらかじめ定められた時期・手順に基づいて事業計画の実施状況の把握・評価を行っている。人事考課表を通じて、計画の進捗状況が適切に評価され、必要な見直しを行っている。中・長期計画の評価においても、社会の動向や組織の状況、利用者や地域のニーズの変化に対応するための取組を行っている。各計画を職員がよく理解するために、文書の配布や説明資料の作成など、理解促進のための工夫が行われている。総じて、当園の計画策定及び評価・見直しの取組は、組織全体での協力体制が整っており、職員の参画や意見の反映が適切に行われている点で非常に優れている。		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 当園の福祉サービスの実施や効率的な運営は、職員組織表において役付を明確化し、主任、副主任の役割を達成できるようにしている。これにより、職員一人一人が自らの役割と責任を明確に認識し、効率的な業務遂行が可能となっている。定例会や昼礼において問題点などを風通しの良い打ち合わせを行っており、職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりに寄与している。幼児クラスへの補助と保育相談の実施の面で幼児クラスにも補助を入れ、保育の相談等ができるようにしている。質の向上を目指し、様々な研修(流幼協、民保協、キャリアアップ、STEAM等)に参加し、他職員とも共有している点は、職員の意欲や自信を育てる重要な位置づけとなっている。公平な評価の実施 評価が公平に行われるように工夫している点は、職員のモチベーションを高める重要な要素となっている。考課表や職員面談を通じて、公平な評価が実施されており、職員の信頼を得ている。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 職員ハンドブックや組織のルール、就業規則を常に目を通しやすい場所に配置している。また、法令が変更になった際には、文書にて周知する体制が整っており、最新の法令に基づいた業務運営を行っている。全職員を対象とした法令遵守と倫理に関する研修を定例会や昼礼を通じて実施しており、職員一人一人が法令や倫理に対する理解を深め、実践に反映させている。プライバシー保護の考え方を職員ハンドブックに明記し、職員に周知している。当園は、法令遵守と倫理に関する取組を徹底しており、職員への周知と教育を通じて、組織全体での意識向上を図っている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 当園では、就職説明会や求人票を通じて人材確保に努めており、計画的な人材確保に取り組んでいる。また、ホームページやインスタグラムを活用した広報活動も行っている。係分担表や保育マニュアル、誕生会マニュアルなどを作成し、職員の役割と権限を明確にしている。毎月の自己評価や年2回の考課表、職員面談を通じて、評価基準や評価方法を職員に明示している。評価結果について、職員に対して説明責任を果たしている。考課表や職員面談を通じて、職員の成長や情意、能力についてフィードバックを行い、職員のモチベーション向上に繋げている。総じて、当園は人材確保・定着・育成に関する方針と計画を明確にし、実行している点が評価できる。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 当園では主任と連携を図り、職員のサポート指導を行う体制が整っている。柔軟な休暇対応は休暇希望を前月10日までに申告してもらう仕組みを設けている一方で、急な体調不良や用事等に対して柔軟に対応している点は、職員のワーク・ライフ・バランスを尊重する姿勢が見受けられる。有給休暇取得状況や時間外労働について、常に出勤簿や勤務整理簿を把握し、管理している。職員の健康管理や労働環境の改善に寄与しており、平等に休暇が取れるよう管理している点も評価できる。担当者や担当部署を設置し、有給休暇の消化率や時間外労働のデータを定期的にチェックしている。職員の相談しやすい環境 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。総合的な福利厚生事業の実施 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。総じて、当園は職員の就業環境や福利厚生に対して積極的に取り組んでおり、職員が意欲的に業務に取り組める環境を整えている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 当園は、前年度末に研修計画を立て、職員が積極的に参加し、その内容を共有している。研修計画の策定と実施は、福祉サービスの質の向上に向けた重要な取り組みであり、組織としての目的意識を持った計画が策定している。また、OJT制度は明確に作成されていないものの、主任や乳児、幼児リーダーが都度指導を行っている点が評価できる。OJTの仕組みを明確にすることは、職員の実践的な技術向上に寄与するため、今後の課題として取り組むことを期待する。中長期の人材育成計画が策定されており、研修計画に基づいて職員のキャリアアップを図る取り組みを行っている。職種別、役割別の能力基準の明示、職種別、役割別に能力基準を明示し、人事考課表を通じて職員の評価を行っている。研修計画が立案され、実施している。個別育成計画や目標を明確にし、職員一人一人の技量や経験年数、将来の意向を考慮した計画を定策定している。総じて当園は、研修計画の策定と実施、職種別・役割別の能力基準の明示、個別育成計画の明確化など、職員の教育・研修に関する取り組みが評価される。		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 当園は、毎月自己評価チェックリストや年2回の人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、保育内容の振り返りを行っている。これにより、職員が日常的に自己評価を行い、保育の質の向上に努めている。自己評価チェックリストや人権擁護のためのセルフチェックリストを通じて、職員の自己評価と保育内容の振り返りを行い、保育の質の向上に努めている。また、要保護児に対して関係機関と委員会を立ち上げ、情報共有を行うなど、子どもの人権を守るための取組が評価される。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 当園は、懇談会にて個人情報使用同意書について説明し、同意書を提出してもらっている。これにより、保護者に対して個人情報の取り扱いについての理解を深め、同意を得るプロセスを確立している。また、職員ハンドブックを年度初に確認し、個人情報の取り扱いについて周知している。職員が個人情報保護の重要性を理解し、適切に取り扱うための基盤が整っている。個人情報の保護に関する取組として、懇談会での個人情報使用同意書の説明と提出、職員ハンドブックを通じた個人情報の取り扱いの周知など、適切な管理体制が整っている。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 当園は、保護者アンケートを年1回実施し、その回答結果をホームページに掲載しており、保護者の意見や要望を把握し、透明性のある情報公開を行っている。また、個人面談を年2回行い、家庭や園の様子を共有し、相談に乗る取組を行っており、面談内容を補助簿にて管理し、園長に報告し、定例会等で共有することで、組織全体で情報を共有し、適切な対応を行っている。総じて、保護者アンケートや個人面談を通じて、利用者満足度の把握と改善に努めている。保護者の意見や要望を積極的に取り入れ、迅速に対応する姿勢が評価できる。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 当園は、苦情解決の体制についてポスターを掲示し、重要事項説明書に掲載することで、意見を受け入れる体制を整えている。また、苦情を受けた際には、理事長や第三者委員へ相談・報告を行うことで、適切な対応を行っている。ポスター掲示や重要事項説明書への掲載、理事長や第三者委員への相談・報告など、苦情解決の体制を整え、適切な対応を行う取組が評価できる。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 本施設は、毎月自己評価チェックリストを実施し、3月には自己評価結果を踏まえた園評価をホームページに掲載している。これにより、保護者や地域に対して透明性のある情報公開を行っている。また、第三者評価を実施中であり、評価結果をWAMNETに掲載し、県ホームページにて公表をしている。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的の実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 当園は、保育マニュアルを都度反省などがあれば見直しを行い、昼礼で報告している。これにより、保育の質の向上に向けた継続的な改善を行っている。また、他のマニュアルも県からの改善通知、内部監査、監査などの結果から見直しを行い、園独自のマニュアルも見直している。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 流山市ホームページにて施設情報を公表している。園のホームページやInstagramでは、園の特徴や年間行事、子育て支援情報、日常の教育・保育に関する情報などを掲載している。また、ホームページからは重要事項説明書が確認できる。1号認定の子どもの入園については、毎年9月に入園事前説明会を行っている。園見学は電話で予約を受け付けている。見学の際には、園パンフレットを中心に説明し、園内の案内をしている。		

18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園に関する説明は、説明会を開催し、園の教育・保育内容を説明している。園のパンフレットや重要事項説明書に沿って保護者に日常の教育・保育に関する情報や年間カリキュラム、自分で考え行動する力を育むSTEAM(スティーム)保育について、基本的なルールなどを伝えている。説明後は、重要事項説明書について及び個人情報使用についての同意書に署名捺印後、提出してもらい同意を得ている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 年度末には、職員と1年の振り返りをし、反省点を出し、次年度に向けて全体的な計画の確認をしている。指導計画の土台となる全体的な計画は、園独自の計画となるように職員会議で話し合い、各年齢の発達過程や食育、健康管理、保護者・地域支援、職員の資質向上への取組などの項目も設けて、全体像を示している。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、養護と教育の各領域を考慮しながら各クラスの年間指導計画が立案されている。0・1歳児は期案、個別計画、月案(2歳児は個別)、週案、日案、2歳児以上は年間計画、月案、週案、日案を作成している。適宜、計画の実践を振り返り、反省をいかして次月の立案をしている。配慮が必要な子どもは、個別ファイルで管理し、日々の支援に繋げている。食育計画及びSTEAM保育は子どもの姿や職員の動きを盛り込んだ計画を作成している。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 各クラスの保育環境は、子どもの発達段階や興味に合わせて玩具の入れ替えを行い、ままごとや絵本、机上あそびなどコーナーやゾーンを設け、子どもがやりたい遊びに集中できるよう環境を整えている。3～5歳児クラスは、ホールに家庭から持参してもらった廃材等を種類別にし、朝、午後の自由遊びで遊んでいる。STEAM保育を念頭に置き、主体的に活動できる保育内容に取り組んでいる。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 子どもが身近な自然に興味・関心がもてるように、花の種まきから栽培活動をしたり、農園での野菜栽培をしたり、散歩に出かけて季節の移り変わりを感じたりしている。収穫した野菜や花の種などからSTEAM保育に繋げ、子どもが色々考える機会を作っている。5歳児は、高齢者福祉施設に訪問したり、高齢者のサロンに参加したりしている。また、小学生や中学生との交流会を行っている。地域資源を活用し、電車散歩や買い物体験等を通じて地域との交流をしている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 年齢に合わせた活動を園生活の中に取り入れている。1学期は5歳児がグループを作り、他クラスの着替えや降園等の活動の手伝いをしている。朝・夕保育では、自由遊びを異年齢で行っている。2学期になると3～5歳児で幼児交流会を実施し、縦割りや2グループにし、散歩、公園遊び、ゲーム、食育活動などを行っている。乳児クラスの子どものトラブルについては、保育士が仲立ちし、双方の気持ちを受け止めながら代弁している。幼児クラスになると成長と共に子どもたちで問題を解決していけるように、発達段階に合った適切な対応に努めている。		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもには、個別ファイルを作成し、定例会等で子どもの特性や保育での配慮事項などを共有している。療育機関などに通所している場合は、機関との情報共有に努めている。また、保育所等訪問支援では支援の内容等を話し合っている。キャリアアップの研修などを通じて、特別な配慮を必要とする子どもについて学んでいる。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) こども園では、満3歳までの保育を必要とする子ども(3号認定)、3～5歳児の教育標準時間認定(1号認定)、保育を必要とする子ども(2号認定)が利用しており、更に園バス利用など入園時間の異なる子どもが利用しており、延長専任職員を配置して保育時間の長い子どもの保育を行っている。職員は、毎日昼礼を行い、情報を共有し、延長日誌にも記載している。人的環境として、職員の配置にも配慮し、子どもや保護者の安心につながるように、情報の共有に努めている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保護者と子どもの発達や育児などについて情報を共有するために、個人面談や懇談会などを定期的に行っている。また、登降園時のコミュニケーションも積極的に行い、信頼関係の構築に努めている。保護者より相談があった場合は、担任だけでなく園長や主任、看護師、栄養士など、相談の内容により専門性を発揮しながら助言をしている。小学校への滑らかな接続に向け、認定こども園園児指導要録を作成し年度末に就学先の小学校へ提出している。また、幼保小関連研究会にて、研修や小学校見学、引き継ぎ面談、小学校交流として訪問している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもが健康で安全に過ごせるように、年間保健計画を立案し、看護師が中心となり保健行事や保健指導を行っている。乳児は「乳児連絡帳」幼児は「れんらくノート」に毎朝の体温、その他連絡事項が記載されているため、登園時に確認している。また、子どもの視診を行い、何かあれば看護師、園長に報告し、保護者にも連絡をしている。入園後は毎月1回身体測定を実施し、年2回嘱託医による内科・歯科健診を実施している。幼児は年2回尿検査を実施している。日々子どもの心身状態を観察し、虐待などが疑われる場合は、園長に報告し、虐待早期発見リストに基づいて対応をし、早期発見に努めている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に子どもの体調不良や怪我を負った場合は、保護者に連絡し、必要に応じて病院を受診している。通院が必要な怪我などが起こった場合には、通院マニュアルに基づいて適切な対応に努めている。感染症が発生した場合は、蔓延を防ぐ対策を講じ、園医や市役所、保健所等に連絡するとともに掲示板や連絡用アプリなどで保護者に周知している。入園の際には、生育歴を提出してもらい、変更がある場合は都度連絡してもらい保護者と連携して子どもの健康管理に取り組んでいる。		

29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 保育目標をもとに、年間食育目標を定め、0～5歳児の食育計画を立案し様々な食育活動をしている。農園では、季節に応じて野菜の栽培をし、世話をしながら生長を観察し収穫したものをSTEAM保育に繋げながら調理して食べている。メニューは、季節の旬の食材をとり入れ、栄養バランスに配慮した食事の提供をしている。食物アレルギーがある子どもへの対応はマニュアルに基づいて対応し、誤配・誤食がないよう、声掛けや専用トレーの使用など、念入りに行っている。保護者からは、アレルギー疾患生活指導表を提出してもらい、栄養士、担任と面談をしている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 保育環境が衛生的に保たれるように、清掃安全点検管理台帳を使用し、毎週水曜日に職員が点検を行い、園長に報告している。子どもが自分の健康や安全に関心をもち、怪我や病気を予防・防止できるように、保健年間計画に基づいて、看護師が中心となり、手洗い指導や歯磨き指導等、様々な保健指導を行っている。保育室内の玩具は、玩具消毒表にもとづいて、消毒をしている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) こども園での教育・保育提供による事故防止のために園独自の「事故発生防止のための指針」を策定し、事故防止対策に取り組んでいる。各クラスからでたヒヤリハットは、発生事例としてまとめ、そのヒヤリハット事例集を反映した「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」を整備している。このマニュアルは、ヒヤリハット報告書をもとに都度見直しを行い、子どもの事故防止に努めている。園舎には、防犯カメラ・インターホンカメラなどを備え、防犯対策を講じている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 非常災害発生に備え、学校安全計画、避難訓練年間計画に沿って対応している。また、年間で計画し、通報訓練、消防署立ち合いによる消火訓練、警察署立ち合いによる不審者訓練、保護者との引き取り訓練を行っている。感染症の拡大や重大な災害の発生に備え、業務継続計画や危機管理マニュアルを策定している。非常食等の保管場所も職員が目視で確認している。保護者との連絡手段として連絡アプリや災害伝言ダイヤル(171)を利用して、保護者を含む家族の安否情報も確認できるように取り組んでいる。職員に対しては、メール、電話連絡網にて、緊急情報を伝えている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 地域との連携のもと、子どもが多様な体験や交流ができるような機会として、近隣の小学生との交流や中学生のボランティアの受け入れ、高齢者福祉施設の訪問、近くのスーパーでの買い物体験、電車散歩、農園での栽培活動などを行っている。地域子育て支援としては園庭開放や未就園児(2歳児)向けに、年12回ほどの子育て支援わかばを開催し、子育ての相談や交流ができる場を提供している。園庭開放や子育て支援の情報は、ホームページやSNSで発信している。		